

生命保険料控除制度の改正について（概要）

生命保険料控除は、平成 24 年 1 月 1 日より次のとおり改正されました。

I. 改正後の制度（新制度）の適用について

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結されたご契約（新制度適用契約）に適用されます。

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結されたご契約は、原則、旧制度適用契約として、平成 24 年以後も平成 23 年までと同様の保険料控除制度（旧制度）が適用されます。

II. おもな改正点について

1. 介護医療保険料控除の新設

これまでの「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加えて、「介護医療保険料控除」が新設されました。

2. 適用限度額の変更

各保険料控除の適用限度額は、所得税 40,000 円、住民税 28,000 円に変更されました。

また、三つの保険料控除合計の控除限度額は、所得税は 120,000 円に変更されました。ただし、住民税は 70,000 円のまま変更はありません。

<保険料控除の区分と適用限度額のイメージ>

平成 23 年 12 月 31 日以前契約 (旧制度適用契約)			平成 24 年 1 月 1 日以後契約 (新制度適用契約)		
	所得税	住民税		所得税	住民税
(旧)一般生命保険料控除	5 万円	3.5 万円	→	(新)一般生命保険料控除	4 万円
(旧)個人年金保険料控除	5 万円	3.5 万円		介護医療保険料控除	4 万円
合 計	10 万円	7 万円		(新)個人年金保険料控除	4 万円
				合計(控除限度額)	12 万円
					7 万円

3. 各保険料控除の適用

主契約掛金・特約掛金ごとに、それぞれの保障内容により各保険料控除を適用します。

(1) にも (2) にも該当するものについては主たる保障内容により判定します。

(1) 新一般生命保険料控除

生存または死亡を共済金等の支払事由とする主契約および特約。

終身共済(主契約)、養老生命共済(主契約)、こども共済(主契約)、がん共済(主契約。契約日が平成 24 年 3 月以前のものに限ります)、税制適格特約が付加されていない年金共済(主契約)、定期特約、生活保障特約などが該当します。

(2) 介護医療保険料控除

介護状態等の人の状態または入院手術等を共済金等の支払事由とする主契約および特約。

医療共済(主契約)、がん共済(主契約。契約日が平成 24 年 4 月以後のものに限ります)、介護共済などが該当します。

(3) 新個人年金保険料控除

年金の給付を目的とするもの。

税制適格特約が付加された予定利率変動型年金共済(主契約)が該当します。

Ⅲ. 控除額の計算について

1. 各保険料控除の額の計算

保険料控除の区分ごとに、対象となる共済掛金を合計のうえ、次の表により控除額を計算します。

いずれの場合も、支払共済掛金の合計額とは、割り当てられた割戻金を控除した後の金額です。

(1) 新制度適用契約(各保険料控除共通)

①所得税

支払共済掛金の合計額(A)	控 除 額
20,000 円以下	(A)の全額
20,000 円超 40,000 円以下	$(A) \times 1/2 + 10,000$ 円
40,000 円超 80,000 円以下	$(A) \times 1/4 + 20,000$ 円
80,000 円超	40,000 円

②住民税

支払共済掛金の合計額(A)	控 除 額
12,000 円以下	(A)の全額
12,000 円超 32,000 円以下	$(A) \times 1/2 + 6,000$ 円
32,000 円超 56,000 円以下	$(A) \times 1/4 + 14,000$ 円
56,000 円超	28,000 円

(2) 旧制度適用契約(各保険料控除共通)

① 所得税

支払共済掛金の合計額(A)	控除額
25,000 円以下	(A)の全額
25,000 円超 50,000 円以下	(A)×1/2+12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	(A)×1/4+25,000 円
100,000 円超	50,000 円

② 住民税

支払共済掛金の合計額(A)	控除額
15,000 円以下	(A)の全額
15,000 円超 40,000 円以下	(A)×1/2+ 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	(A)×1/4+17,500 円
70,000 円超	35,000 円

2. 新制度適用契約と旧制度適用契約の両方がある場合の控除額

新制度適用契約と旧制度適用契約が、異なる区分の保険料控除の場合と同一の区分の保険料控除の場合について、以下の具体例でご確認ください。なお、他に生命保険料控除の対象となる主契約・特約はないものとします。

(1) 異なる区分の保険料控除の場合

一般生命保険料控除の対象契約(終身共済)および個人年金保険料控除の対象契約(年金共済)は旧制度適用契約、介護医療保険料控除の対象契約(医療共済)は新制度適用契約の場合です。

新制度適用契約は新制度の計算方法により、旧制度適用契約は旧制度の計算方法によりそれぞれ計算した控除額を合計します。具体例の場合、各保険料控除の合計額は 140,000 円になりますが、合計の控除限度額である 120,000 円が控除額となります。

< 所得税の控除額 >

共済種類	共済掛金	制度(契約年)	保険料控除の区分	控除額
終身共済(主契約)	10 万円	旧(平成 21 年)	(旧)一般生命保険料控除	5 万円
医療共済(主契約)	10 万円	新(平成 25 年)	介護医療保険料控除	4 万円
年金共済(主契約)	10 万円	旧(平成 22 年)	(旧)個人年金保険料控除	5 万円
合計(限度額)	—	—	—	12 万円

(注) 住民税についても合計の控除限度額である 70,000 円が控除額となります。

(2) 同一の区分の保険料控除の場合

一般生命保険料控除で新制度適用契約と旧制度適用契約の両方がある場合、新制度適用契約にかかる控除額と旧制度適用契約にかかる控除額との合計額(所得税は40,000円を限度、住民税は28,000円を限度)と、旧制度適用契約にかかる控除額を比較し、いずれか大きい額が控除額となります。

これは、個人年金保険料控除についても同様です。

なお、具体例にはありませんが、この場合も三つの保険料控除合計の控除限度額は、所得税は120,000円、住民税は70,000円となります。

①旧制度適用契約にかかる控除額(所得税)が40,000円を超えている場合

旧制度適用契約にかかる控除額が、新制度適用契約にかかる控除額との合計額(40,000円を限度)よりも大きくなります。このため、旧制度適用契約にかかる控除額が一般生命保険料控除の額となります。

具体例の場合、旧制度適用契約(養老生命共済)にかかる控除額である50,000円が一般生命保険料控除の額となります。

<所得税の控除額>

共済種類	共済掛金	制度(契約年)	保険料控除	控除額
養老生命(主契約)	10万円	旧(平成22年)	(旧)一般生命保険料控除	5万円
終身共済(主契約)	4万円	新(平成25年)	(新)一般生命保険料控除	3万円
合計(限度額)	—	—	—	5万円

(注)住民税の控除額は35,000円です。

②旧制度適用契約にかかる控除額(所得税)が40,000円以下の場合

旧制度適用契約にかかる控除額が、新制度適用契約にかかる控除額との合計額(40,000円を限度)を超えることはありません。このため、新制度適用契約にかかる控除額と旧制度適用契約にかかる控除額との合計額(40,000円を限度)が一般生命保険料控除の額となります。

具体例の場合、新制度適用契約(終身共済)にかかる控除額と旧制度適用契約(定期生命共済)にかかる控除額との合計額(40,000円を限度)である40,000円が一般生命保険料控除の額となります。

<所得税の控除額>

共済種類	共済掛金	制度(契約年)	保険料控除の区分	控除額
定期生命(主契約)	2万円	旧(平成22年)	(旧)一般生命保険料控除	2万円
終身共済(主契約)	4万円	新(平成25年)	(新)一般生命保険料控除	3万円
合計(限度額)	—	—	—	4万円

(注)住民税の控除額は28,000円です。

3. 合計の控除限度額

三つの保険料控除合計の控除限度額は、所得税は 120,000 円、住民税は 70,000 円です。

IV. 旧制度適用契約が新制度適用契約に変更される場合について

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結されたご契約は、原則、旧制度適用契約として、平成 24 年以後も平成 23 年までと同様の保険料控除制度(旧制度)が適用されます。ただし、平成 24 年 1 月 1 日以後、旧制度適用契約にご契約内容の変更があった場合(※)には、そのご契約全体が新制度適用契約に変更されます。

※契約内容の変更には該当するもの

一定の特約の中途付加、転換、主契約または特約の更新

(注)契約者の変更は、契約内容の変更には該当しません。

新制度適用契約に変更された場合、保険料控除の区分や控除額が変更されることがあります。

新制度適用契約への変更により、保険料控除の区分が(旧)一般生命保険料控除から(新)一般生命保険料控除に変更になる場合は、一般的に控除額が減少します。これは、個人年金保険料控除についても同様です。

ただし、新制度適用契約への変更により、一般生命保険料控除に加え、別枠で介護医療保険料控除が受けられるようになる場合は、一般的に控除額が増加します。

以下の具体例によりご確認ください。なお、共済掛金については、各保険料控除の適用限度額まで控除を受けられる金額を支払っているものとし、他に生命保険料控除の対象となる主契約・特約はないものとします。

1. 特約の中途付加により控除額が減少する場合の例

平成 23 年 12 月 31 日以前にご契約された終身共済(主契約)に、平成 24 年 1 月 1 日以後に定期特約を中途付加すると、契約全体が新制度適用契約に変更されますが、介護医療保険料控除に該当するものではありませんので、控除額が 40,000 円に減少します。

<所得税の控除額>

特約の付加前		特約の付加以後	
(旧)一般生命保険料控除	5 万円	(新)一般生命保険料控除	4 万円

(注)住民税の控除額は 35,000 円から 28,000 円に減少します。

2. 特約の中途付加により控除額が増加する場合の例

平成 23 年 12 月 31 日以前にご契約された全入院特約付終身共済に、平成 24 年 1 月 1 日以後に定期特約を中途付加すると、契約全体が新制度適用契約に変更され、一般生命保険料控除は 40,000 円に減少しますが、全入院特約が別枠で介護医療保険料控除の対象となりますので、合計の控除額は 80,000 円に増加します。

<所得税の控除額>

特約の付加前		特約の付加以後	
(旧)一般生命保険料控除	5万円	(新)一般生命保険料控除	4万円
		介護医療保険料控除	4万円
		合 計	8万円

(注)住民税の控除額は 35,000 円から 56,000 円に増加します。

3. 共済契約の転換により控除額が減少する場合の例

平成 23 年 12 月 31 日以前にご契約された終身共済(主契約)を、平成 24 年 1 月 1 日以後に終身共済(主契約)に転換すると、契約全体が新制度適用契約となりますが、介護医療保険料控除に該当するものではありませんので、控除額が 40,000 円に減少します。

<所得税の控除額>

転換前		転換以後	
(旧)一般生命保険料控除	5万円	(新)一般生命保険料控除	4万円

(注)住民税の控除額は 35,000 円から 28,000 円に減少します。

4. 共済契約の転換により控除額が増加する場合の例

平成 23 年 12 月 31 日以前にご契約された定期特約付終身共済を、平成 24 年 1 月 1 日以後に定期特約付医療共済に転換すると、契約全体が新制度適用契約となり、一般生命保険料控除は 40,000 円に減少しますが、医療共済(主契約)が別枠で介護医療保険料控除の対象になりますので、合計の控除額は 80,000 円に増加します。

<所得税の控除額>

転換前		転換以後	
(旧)一般生命保険料控除	5万円	(新)一般生命保険料控除	4万円
		介護医療保険料控除	4万円
		合 計	8万円

(注)住民税の控除額は 35,000 円から 56,000 円に増加します。


5. 医療共済に乗換した場合の例

平成 23 年 12 月 31 日以前にご契約された全入院特約付終身共済について、平成 24 年 1 月 1 日以後に全入院特約を医療共済(主契約)に乗換した場合、終身共済(主契約)

は旧制度適用契約のままですが、医療共済(主契約)は新制度適用契約ですので介護医療保険料控除の対象となり、合計の控除額は90,000円に増加します。

<所得税の控除額>

乗換前	
(旧)一般生命保険料控除	5万円



乗換以後	
(旧)一般生命保険料控除	5万円
介護医療保険料控除	4万円
合 計	9万円

(注) 住民税の控除額は35,000円から63,000円に増加します。

以 上

※平成25年1月末現在の法令等を踏まえて記載しておりますが、国税当局から新たな取扱いが示された場合には、記載の内容と異なることがあります。